

# 広告主募集

広報よりい、寄居駅自由通路等で

## お店や企業、商品をPRしませんか？

**町**では、地域産業の振興を図るため、次の各媒体に有料広告を掲載・掲示しています。今回、下記のとおり広告主を募集します。

なお、掲載等ができない広告、業種等がありますので、詳細は町公式ホームページで確認するか、各担当課（共通 ☎581・2121内線は下記参照）へお問い合わせください。

▶ **申込方法**／有料広告掲載申込書に必要事項を記入のうえ、広告原稿を添えて、お申し込みください。

※申込書は町公式ホームページから取得できます。

※媒体によって提出書類が異なりますのでご注意ください。

### 広報よりい



町では「広報よりい」を毎月1日に発行し、町内の各世帯にお届けしています。男衾・用土両連絡所でも配布しており、地域に密着した広告媒体となっていますので、高い広告の効果が期待できます。

掲載位置	表紙・裏表紙以外のページで、位置は町が決定します。
規格	1枠 縦48mm×横89mm 2色刷り（色指定不可）
掲載期間	1カ月単位
掲載料	5,000円/1号の1枠
発行部数	1万3,000部/月

☎ 総務課（☎内線314）

### 水道使用水量のお知らせ



水道メーターの検針時にお配りしている検針票の裏面に広告を掲載します。検針票は2カ月に1回、年間6回各家庭に配られますので、高い広告の効果が期待できます。

掲載位置	裏面を上下に2分割し、配置は町が決定します。
規格	1枠 縦80mm×横70mm 単色（青色）
募集枠	1枠
掲載期間	1年間
掲載料	8万円/1枠
配布枚数	約9万枚/年

☎ 上下水道課（☎内線261・262）

### 寄居駅自由通路



寄居駅自由通路の広告掲示スペースに、ポスター、横断幕等の広告を掲載します。お店や企業、商品のPRにぜひご活用ください。寄居駅は鉄道3線が乗り入れており、高い広告の効果が期待できます。

※乗客数約4,000人/日

☎ 都市計画課（☎内線243）

種類	規格	募集枠	使用料	備考
掲示板	縦1080mm×横740mm以内（Aタイプ）	8枠	5,000円/ひと月の1枠	連続2枠使用可
	縦950mm×横810mm以内（Bタイプ）	4枠		
	縦570mm×横950mm以内（Cタイプ）	6枠		
	縦810mm×横950mm以内（Dタイプ）	3枠		
	縦870mm×横580mm以内（Eタイプ）	2枠		

農地を有効活用しましょう！

## 遊休農地再生利用等支援事業

町内で、耕作や適正な管理がされていない農地が増え、野生鳥獣が人家周辺に出没する要因の一つとなっています。町では、このような農地の発生防止と解消を図るため、農地に繁茂する草木等の伐根や整地と併せて野菜作りなどを行う「遊休農地再生利用事業」または作付けせずに除草などの保全管理をしている農地に果樹の苗木等を植栽する「保全管理農地利用事業」に取り組む方に対し、費用の一部を補助しています。農地の有効活用にご活用ください。

▶ **補助対象農地**／直近の農業委員会の利用状況調査で、遊休農地、または保全管理農地と判定された農地

▶ **補助対象**／次の要件をすべて満たす方

○補助対象農地を所有、または借り入れる方

※借り入れる場合は、法律で定める手続きが完了していること

○事業実施後、3年以上の耕作が可能な方

○町税の滞納がない方

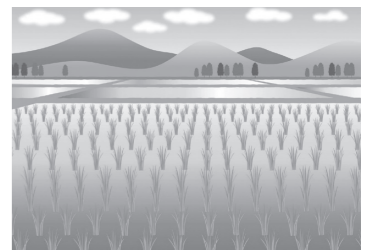
▶ **申請手続き**／農林課に備え付けてある申請書に必要な事項を記入のうえ、添付書類（事業計画書、案内図、見積書の写しなど）と併せて申請してください。申請書は、町公式ホームページからも取得できます。

補助対象事業・経費等			
事業名	補助対象経費	補助率	補助上限額
利用事業 遊休農地再生	① 農地再生 遊休農地を再生するための伐根、障害物除去、深耕、整地、土づくり等	10分の9以内	10万円
	② 後作事業 ①の農地で実施する後作事業に要する野菜の種苗、果樹苗木、枝物・切り花、農薬、肥料、資材等		5万円
利用事業 保全管理農地	果樹苗木、枝物・切り花の植栽、緑肥作物種子の播種等	2分の1以内	5アール当たり1万円

※5アール以上のまとまった農地が対象となります。①と②は併せて行ってください。

☎ 農林課（☎581・2121内線407・408）

## 農薬危害防止運動を実施しています！



県では、毎年農薬を使用する機会が増える8月までの期間、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため「農薬危害防止運動」を実施しています。農薬は適正に使用し、事故を防止しましょう。

▶ **状況に応じた適切な防除を**

病害虫による被害発生の早期発見に努め、発生状況に応じた適切な防除を行いましょ。病害虫の発生や被害を確認せずに、定期的に農薬を散布することはやめましょ。

▶ **農薬を使用しない方法を**

害虫を捕殺する、被害を受けた枝や葉を切り取る、害虫が寄りつかないように網をかけるなど、農薬を使わなくてもできる防除を優先して行いましょ。

▶ **やむを得ず農薬を使用するとき**

は農薬のラベルや袋に表示されている使用基準や使用上の注意事項を必ず確認してから使いましょ。誤飲等の事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管しましょ。また、飲食物の容器（ペットボトル等）を農薬の容器として用いないでください。

▶ **散布は最大限の配慮と細心の注意を**

農薬の散布区域は最小限の範囲にとどめましょ。また、無風や風が弱いとき、早朝に行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょ。

▶ **事前に十分な周知を**

農薬を散布するときは、散布日時や使用する農薬等を、あらかじめ周囲に住んでいる方や近くを通行する方に看板等で十分伝えましょ。近隣に学校や通学路がある場合は、学校や保護者にも周知してください。また、散布中や散布後も看板等を配置して、散布区域に関係者以外の方が立ち入らないようにしましょ。

☎ 県農産物安全課（☎048・830・4053）

☎ 県薬務課（☎048・830・3633）

☎ 熊谷保健所（☎523・2811）